

各省庁から令和5年度の概算要求が公表されましたのでお知らせいたします。

来年度も「省エネ関連補助金」は、継続して要求されています。

令和5年度概算要求

■ 経済産業省

★：ステップアップNEWS発行予定の事業です。ただし、状況により変更する可能性があります。

事業名	令和5年度概算要求額 (令和4年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
★ 省エネルギー・需要構造転換支援事業費補助金	360億円 (253.2億円)	継続	○	○	-	-	○
★ 住宅・建築物需給一体型 等省エネルギー投資促進 事業	72億円の 内数 (80.9億円の内数)	継続	-	○	-	○	○
災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金	54億円 (37.5億円)	継続	○	○	-	○	○
災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金	17.6億円 (6.7億円)	継続	○	○	-	○	○

■ 環境省

事業名	令和5年度概算要求額 (令和4年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業							
★ 新築建築物のZEB化支援事業 ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業 ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	130億円の 内数 (59億円の内数)	継続	-	○	-	○	-
★ 既存建築物のZEB化支援事業 ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業 ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業			-	○	-	-	○
★ 既存建築物における省CO2改修支援事業 民間建築物等における省CO2改修支援事業			-	○	-	-	○
★ 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業			-	○	-	-	○
★ 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業	-	-	○	-	-	○	
★ 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業) ※	100億円 (37億円)	継続	○	○	-	-	○
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	70億円 (20億円)	継続	公共施設			○	○
地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	400億円 (200億円)	継続	公共施設			○	○

※ 令和5年度より、SHIFT事業の内訳に「省CO2型設備更新支援のC.中小企業事業」が、追加されました。

当該事業は、令和3年度補正予算「グリーンカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業」と同等の補助事業です。

■ 国土交通省

事業名	令和5年度概算要求額 (令和4年度予算額)	新規/ 継続	建物用途			新築	既築
			工場	ビル	住宅		
環境・ストック活用推進事業	80.92億円 (66.29億円)	継続	-	○	-	-	○

※本資料は、各省庁公表の令和5年度概算要求資料を基に作成しております。令和4年度の公募内容と異なる場合があります。

★：ステップアップNEWS発行予定の事業です。ただし、状況により変更する可能性があります。

★省エネルギー・需要構造転換支援事業費補助金

経産省

要求額:360億円

省エネルギー・需要構造転換支援事業費補助金

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度概算要求額 **360.0 億円** (253.2 億円)

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>本事業は、工場・事業場における省エネ性能の高い設備・機器への更新や複数事業者の連携、非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な省エネ機器・設備の導入を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>(1) 先進事業 工場・事業場における省エネや非化石エネルギーへの転換にも資する先進的な設備の導入を支援します。</p> <p>(2) オーダーメイド事業 個別設計が必要となるオーダーメイド設備の導入を含む設備更新等を支援します。</p> <p>(3) 指定設備導入事業 省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。</p> <p>(4) エネルギー需要最適化対策事業 エネマネ事業者と共同で作成した計画に基づき、EMS制御や高効率設備導入、運用改善を行う取組を支援します。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>補助 (定額) (2/3, 1/2, 1/3, 1/4)</p> <p>国 → 民間企業等 → 事業者等</p> <p>(1) 補助率：中小企業2/3, 大企業 1/2 上限額：15億円又は20億円</p> <p>(2) 補助率：中小企業1/2, 大企業 1/3 ※投資回収年数7年未満の事業は、 中小企業者等で1/3以内、大企業・その他で1/4以内 上限額：15億円又は20億円</p> <p>(3) 補助率：1/3、上限額：1億円</p> <p>(4) 補助率：中小企業1/2, 大企業 1/3、上限額：1億円</p>

成果目標
<p>2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策 (2,700万kWh程度) 中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、省エネ量2,155万kWhを目指します。</p>

令和5年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

★経産省ZEBの実証支援

経産省

(住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業 ZEBの実証支援)

要求額:72億円の内数

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度概算要求額 **72.0 億円** (80.9 億円)

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH: ゼッチ) の実証支援 需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。</p> <p>(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB: ゼフ) の実証支援 ZEBの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物 (新築: 1万m²以上、既築: 2千m²以上) について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の機展開を図ります。</p> <p>(3) 次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>補助 (定額) (1) 戸建: 定額、集合: 2/3以内 (2) 2/3 (3) 1/2</p> <p>国 → 民間企業等 → 民間企業等</p>

成果目標
<p>令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には2030年度における省エネ見通し (約6,200万kWh削減) 達成に寄与します。</p> <p>令和12年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。</p>

令和5年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

LPガス災害バルク補助金

経産省

(災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金)

要求額:54億円

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の
推進事業費補助金

資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

令和5年度概算要求額 54.0 億円 (37.5 億円)

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>災害時において、道路等が寸断した場合に、LPガス充填所やサービスステーション (SS) などの供給側の強靱化だけでは燃料供給が滞る可能性があることから、需要家側においても自家発電設備等を稼働させるため、自衛的な燃料備蓄体制を構築し、災害時における施設機能の継続を目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>(1) 避難所や避難困難者が多数生じる施設等に設置するLPガスタンク、石油タンク等を導入する者に対し、LPガスタンク等の購入や設置工事費に要する経費の一部を補助します。</p> <p>(2) 避難所や病院等、災害時において特に重要な拠点となる施設にLPガスタンク、石油タンク、自家発電設備等を導入する自治体に対し、タンク等の購入や設置工事及び施設改修等に要する経費の一部を補助します。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

成果目標
<p>多数の避難者が発生する避難所等への導入を促進するため、社会的重要なインフラにLPガス・石油製品の「自衛的備蓄」を促し、災害対応能力の強化を目指します。</p>

令和5年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備
導入支援事業費補助金

経産省

要求額:17.6億円

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室

令和5年度概算要求額 17.6 億円 (6.7 億円)

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>災害時にも対応可能な停電対応型の天然ガス利用設備の導入及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助することで、災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図ることを目的とします。</p>
<p>事業概要</p> <p>災害時の強靱性の向上及び平時からの環境対策を図るため、耐震性の高い中圧ガス導管や耐震性を向上させた低圧ガス導管でガスの供給を受ける、災害時に機能を維持する必要性のある施設 (避難施設、防災上中核となる施設等)、天然ガスステーションの施設において、災害時にも対応可能な天然ガス利用設備の導入・更新及び機能維持・強化を行う事業者に対し補助を行います。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

成果目標
<p>令和3年度から令和7年度までの事業であり、令和5年度には79箇所、事業終了の令和7年度には780箇所の導入を目指します。</p>

令和5年度 経済産業省概算要求のPR資料より抜粋

★新築建築物のZEB化支援事業 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

要求額:130億円の内数

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

- 1. 事業目的**
- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
 - 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型ZEBに対して支援する。
- ②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ③新築建築物等の脱炭素化・ZEB化を推進するための調査・検討事業
- ◆①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆①及び②における優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
・補助対象事業者が建築物木材利用促進協定を締結している事業
・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業 ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
・①は被災等により建替えを行う事業

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000㎡未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
2,000㎡～10,000㎡	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000㎡以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

※地方公共団体は人口20万人未満のみ対象
※①では、EV等（外部給電可能なものに限る）を充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業①2/3～1/2（上限5億円）②3/5～1/3（上限5億円）
委託事業③
- 委託先及び補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度 ③令和5年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

★既存建築物のZEB化支援事業 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業

①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業

要求額:130億円の内数

②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

- 1. 事業目的**
- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
 - 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

- ①レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型ZEBに対して支援する。
- ②既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
ZEBの更なる普及拡大のため、既存ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。
- ◆①に関する主な補助要件：
水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。
- ◆優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
・補助対象事業者が建築物木材利用促進協定を締結している事業
・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
・①は被災等により改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3（上限5億円））
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 ①令和2年度～令和6年度 ②平成31年度～令和6年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000㎡未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000㎡～10,000㎡	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

※地方公共団体は人口20万人未満のみ対象
※①では、EV等（外部給電可能なものに限る）を充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

★民間建築物補助金 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (既存建築物における省CO2改修支援事業 民間建築物等における省CO2改修支援事業)

環境省

要求額:130億円の内数

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。



1. 事業目的

- ① デナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ② 既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

2. 事業内容

- ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行い、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
- ② デナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
 - ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点。
- ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
 - ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

4. 補助対象

補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
① 建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・ 既存建築物において30%以上のCO2削減 ・ 運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
② デナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等) (補助上限4,000万円)	・ デナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③ 空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用(設備費等) (補助上限なし)	・ 空き家等において15%以上のCO2削減 ・ 空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業

環境省

要求額:130億円の内数

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、
(4) 国立公園利用施設の脱炭素推進支援事業



国立公園内利用施設の脱炭素化に資する高効率設備、再生可能エネルギー等の導入を支援します。



1. 事業目的

- ① 国立公園内の公園利用施設（宿舎事業施設等）の脱炭素化を促進し、CO2排出量の大幅削減を目指す。
- ② 国立公園をカーボンニュートラルのショーケース、サステナブルな観光地とすることを旨とする「ゼロカーボンパーク」の拡大と取組支援を目指す。

2. 事業内容

国立公園利用施設は自然条件が厳しい場所に多く立地し、景観等にも配慮しながら施設改修が必要。これら施設に対し、省CO2性能の高い設備への改修、再生エネルギー等の導入に係る費用を支援。さらに、国立公園において先行して脱炭素化に取り組むエリアについて「ゼロカーボンパーク」として立地市町村を登録し、その取組を重点的に支援。

- 補助対象者：国立公園事業者（宿舎事業者、休憩所事業者、博物館施設事業者、案内所事業者等）
- 補助対象施設：自然公園法に基づき国立公園内で上記事業を営む施設
- 補助対象経費：空調等省CO2改修、高断熱化改修、再生エネルギー（太陽光、風力、未利用熱、木質バイオマス等）設備導入、EV充電設備導入等（設備費等、費用対効果で上限あり。）
※太陽光発電設備導入の場合、EV充電設備導入に係る経費も支援。
- 補助対象要件：15%以上のCO2削減、インバウンド対応（補助対象外）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3, 1/2, 1/3）
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

お問合せ先： 環境省自然環境局国立公園課 電話：03-5521-8278

4. 事業イメージ

導入補助

省CO2設備、再生エネルギー設備等

【例】 空調 給湯 太陽光発電

ゼロカーボンパーク 2/3

上記以外 1/2

※太陽光発電設備は1/3

国立公園の脱炭素化・ゼロカーボンパーク推進

【補助要件】 インバウンド対応の改修も実施。(補助対象外経費)

【例】 トイレ洋式化 和洋室整備

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

★大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 (建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)

環境省

要求額:130億円の内数

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、

(7) 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業



飲食店等への換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援します。



1. 事業目的

不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、高機能換気設備をはじめとする高効率機器等の導入を支援することにより、新型コロナウイルス等の感染症の拡大リスクを低減するとともに、業務用施設からのCO2排出量を削減する。

2. 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の方が集まるような飲食店等では、業況が急激に悪化している。そこで、飲食店などの不特定多数の人が利用する施設等対象に、密閉空間とならないよう、換気能力が高く、同時に建築物の省CO2化促進にも資する高機能換気設備などの導入を支援する。

- 補助対象設備：高機能換気設備及び同時に導入する空調設備
- 補助要件：高機能熱交換型換気設備を導入すること、施設全体で設備導入前に比べCO2削減できること、(事業実施後の実績報告が確CO2になった場合は、再エネ電気切替費、外部調整等が必要)

4. 事業イメージ

業種及び補助対象施設の例	施設(例)
卸売業・小売業	総合スーパー、小売店、飲食料卸売店
不動産業・物品賃貸業	不動産賃貸を行う事務所
宿泊業・飲食サービス業	ホテル、旅館、酒場、食堂、レストラン
主な関連サービス業、娯楽業	フィットネスクラブ、結婚式場、理美容室、興行場
医療・福祉	病院、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、鍼灸・整体院
教育、学習支援業	幼稚園、小学校、中学校、高等学校

CO2設備等の導入補助



高効率換気設備イメージ

※高機能熱交換型換気設備：自然給気とファンによる排気の従来型換気システムに比べ、給気・排気ともにファンにより行うことで、確実な換気が可能、かつ熱交換により温度変化の抑制が可能。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (2/3)
- 補助対象 地方自治体、民間事業者等
- 実施期間 令和5年度

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

★SHIFT事業

(工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業)

環境省

要求額:100億円

脱炭素経営によるサプライチェーン全体での脱炭素化の潮流に着実に対応するための

工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業 (SHIFT事業)



[令和5年度要求額 10,000百万円 (3,700百万円)]



工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- ・グローバル企業を中心として広がる脱炭素経営は、そのサプライチェーンを構成する企業にまで影響が波及しつつある。こうした脱炭素化の国際潮流に国内企業 (中小企業含む) が確実に対応するには、工場や事業場の脱炭素化が不可欠である。本事業では、工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる、意欲的なCO₂削減目標・計画を策定し、省CO₂型設備更新、電化・燃料転換、運用改善をパッケージで実施し、CO₂を絶対量で確実に削減する取組を支援し、その知見を公表し、横展開を図る。
- ・さらに、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してサプライチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

- ①CO₂削減計画策定支援 (補助率: 3/4、補助上限: 100万円)
中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※CO₂排出量をクラウド上でリアルタイムで見える化し運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円
- ②省CO₂型設備更新支援
A.標準事業 工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム単位で30%以上削減するCO₂削減計画に基づく設備更新を補助 (補助率:1/3、補助上限:1億円)
B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム単位でi) ii) iii)の全てを満たすCO₂削減計画に基づく設備更新を補助 (補助率: 1/3、補助上限:5億円)
i) 電化・燃料転換 ii) CO₂排出量を4,000t-CO₂/年以上削減
iii) CO₂排出量を30%以上削減
C.中小企業事業 中小企業等によるCO₂削減計画に基づく設備更新に対し、以下のii)のうちいずれか低い額を補助 (補助上限:0.5億円)
i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂ (円)
ii) 補助対象経費の1/2 (円)
- ③企業間連携先進モデル支援 (補助率:1/3、1/2、補助上限5億円)
Scope3削減目標を有する企業が主導し、複数サプライヤーの工場・事業場を対象とした計画策定・設備更新・実績評価を2力年以内で行う取組を支援 (委託期間を考慮した場合は別途支援)
- ④補助事業の運営支援 (委託)
CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ

事業者	支援・補助
CO ₂ 削減目標・計画の策定	計画策定補助
CO ₂ 削減計画に基づく設備更新、電化・燃料転換、運用改善	設備更新補助 ・工場・事業場単位 ・主要なシステム単位 ・設備単位
CO ₂ 削減目標の達成 ※未達時は外部調達で補填	CO ₂ 排出量の管理・取引システムの提供

【主な補助対象設備】



※再エネ設備は、他の主要設備とセットで導入する場合に限る。

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

★地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

環境省

要求額:70億円

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度要求額 7,000百万円 (2,000百万円)】 環境省

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設^{※1}への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの附帯設備（蓄電池^{※2}、充電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生設備等の費用低減を促進。

- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき施設（例：防災拠点、避難施設、広域防災拠点、代庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ^③都道府県・指定都市：1/3 ^④1/2（上限：500万円/件）
^⑤市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2
^⑥市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び難題：2/3
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業者として、地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・避難施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温熱設備を導入
防災拠点および行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入
地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化



令和5年度環境省重点施策集より抜粋

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

環境省

要求額:400億円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和5年度要求額 40,000百万円（うち要望額 20,000百万円）（20,000百万円）】



意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指すこと、さらに、50%の削減に向け挑戦を続けることを2021年4月に表明した。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、脱炭素移行に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり地産地消かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等にに応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の要諦となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を構築することを目的とする。

2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

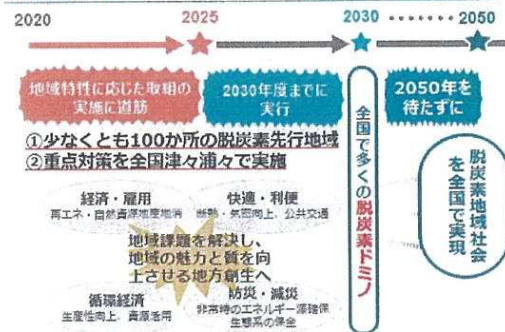
1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援
脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再生設備等の導入に加え、再生エネルギー利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を支援します。
2. 重点対策加速化事業への支援
再生エネルギー設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、施行時特別例：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援します。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3、重点対策加速化事業 2/3～1/3等）
※ 交付金交付率全国平均（0.51）
以下の地方公共団体は一部3/4
- 交付対象 地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

4. 事業イメージ



< 参考：交付スキーム >

- ①地方公共団体のみが事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- ②民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

令和5年度環境省重点施策集より抜粋

■ 補助事業活用のスケジュール



申請期間は約1か月程度と短いため、事前に準備を進めることが重要です。

■ 申請までのステップ（補助事業申請準備期間にやるべきこと）



改修する設備が決まれば、まずは省エネ計算。最適な補助事業を選定しましょう。

■ 省エネ計算で必要な資料

- ① エネルギー使用量実績 ※電気・ガス・油（ガソリン・灯油・A重油・軽油等）の使用明細
 - ◎直近1年分のエネルギー明細をご用意ください。
- ② 導入前後の設備の機器確認
 - ◎設置場所ごとに既存設備と導入設備の機器の確認し、改修内容を決定してください。
- ③ 各設備の稼働状況
 - ◎設置場所ごとに稼働状況（冷房期間、暖房期間、月運転日数、1日の運転時間等）をご教示ください。



省エネ計算のために、上記3点のご準備をお願いします。

■ 補助金活用時の注意事項

- ①各補助事業には予算額が決められており、必ず採択され補助金が支払われるわけではありません。
- ②工事期間が制約されます。（採択後から12月～1月あたりまで）
- ③ 補助金は事業完了後（工事代金の支払い後）に支払われます。
- ④ 事業完了後、1～3年間の事業報告義務があります。
- ⑤ 補助事業で取得した設備を、法定耐用年数の期間内に処分（譲渡、交換、貸付け、廃棄、担保など）する場合は、執行団体の承認が必要です。

※上記の内容については補助事業により異なります。

補助事業を活用する設備改修をご検討の場合は、営業担当までご相談ください。
また、令和5年度の公募が開始され次第、★マークの各補助事業の詳細について、別途専用のステップアップNEWSを発行いたします。